

出版関連小委員会「中間まとめ」の概要

文化庁長官官房著作権課課長補佐 菊地 史晃

文化庁長官官房著作権課著作権調査官・弁護士 小坂 準記

はじめに

我が国の文化や知識を創造・普及し、これを次世代に継承するに当たり、出版は重要な役割を担い、我が国の活力ある社会の実現に寄与してきた。一方で、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、電子書籍の普及に加え、インターネット上での出版物の違法利用への対応など、出版界を取り巻く状況は日々変化を見せている。

このような状況の中、平成22年3月に総務省、文部科学省、経済産業省の三省により設置された「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」における議論に関する報告¹では、デジタル・ネットワーク社会における出版者の機能の維持・発展の観点から、出版者に何らかの権利を付与することについて、その可否を含めて更に検討する必要があるとされた。その後、上記報告を受け、平成22年11月に文部科学省に設置された「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」における議論に関する報告²では、出版者への権利付与等について、電子書籍市場の動向を注視しつつ、国民各層にわたる幅広い立場からの意見を踏まえ、制度的対応も含めて、早急な検討を行うことが適当と整理されている。

このほか、出版者への権利付与等については、関係者からも様々な意見が示されている。例えば、平成25年2月には、一般社団法人日本経済団体連合会から「電子書籍の流通と利用の促進に資する『電子出版権』の新設を求める」³との提言が示され、また、同年4月には、印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会⁴において、「出版者の権利のあり方に関する提言」⁵が示されている。

これらを踏まえ、平成25年5月8日に開催された文化審議会著作権分科会は、同分科会の下に出版関連小委員会（以下「小委員会」という。）を設置し、出版者への権利付与等について審議することを決めた。

小委員会は、平成25年5月以降、出版者への権利付与等について集中的に検討を進めてきたが、同年9月27日に、小委員会としての検討結果を「中間まとめ」として取りまとめ、その内容を公表したところである。そこで、本稿は、この「中間まとめ」について、その概要を紹介するものである。

1 http://www.bunka.go.jp/oshirase_kaigi/2010/pdf/digital_network_h220628_kondankai_ver02.pdf

2 <http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/denshishoseki/pdf/houkoku.pdf>

3 <http://www.keidanren.or.jp/policy/2013/016.html>

4 <http://www.mojikatsuji.or.jp/benkyounaka.html>

5 <http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/20130404teigen.pdf>

我が国の出版、電子出版を巡る状況

1. 我が国における出版物及び電子書籍の販売額等

我が国における出版物の販売額は、書籍・雑誌を合わせて平成8年（1996年）の約2.6兆円をピークに減少しており、平成24年（2012年）は、約1.7兆円となっている。一方、出版物の新刊発行点数については、平成8年（1996年）に約6.3万点であったが、平成24年（2012年）には約7.8万点に増加している。この新刊発行点数の増加は、文庫や新書の発行数の増加によるものと考えられる。

次に、我が国における電子書籍の販売額については、平成14年度（2002年度）の10億円から、平成24年度（2012年度）の729億円へと大きく成長している⁶。電子書籍専用端末やスマートフォン、タブレット端末の普及が、電子書籍市場の形成を後押ししているものと考えられる。

2. 出版権設定契約の締結状況

平成23年に一般社団法人日本書籍出版協会（以下「日本書籍出版協会」という。）が行った「出版契約に関する実態調査」（平成23年4月から同年5月にかけて実施。回答数105社。）⁷によれば、新刊書籍のうち、書面による出版契約を締結している割合は73%を超えており、このうちの8割近くは出版権設定契約となっている。

3. 海賊版の被害実態

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、出版物が違法に複製され、ファイル共有ソフト等を通じて無断配信されるなどの海賊版被害が増加しているとの指摘がある⁸。平成24年に日本書籍出版協会と株式会社電通総研によって実施された国内における書籍の海賊版不正流通に関する試算⁹では、書籍の不正流通による国内の被害額は、平成23年の1年間で270億円とされ、そのうち漫画の被害額は224億円となっている。また、北米における平成19年から平成23年の過去5年間のコミック被害推定額は、1500億円から3000億円にも上るとされている¹⁰。これまでに報告されている侵害事例の大半は、出版物の紙面がそのまま複製され、当該複製物がインターネット上にアップロードされることによって行われており、侵害される出版物の多くは雑誌であることが指摘されている。

こうしたインターネット上の海賊版被害については、幾つかの対応がなされており、例えば、株式会社集英社では、専門の会社に委託して不正なデータの削除要請を行うほか、社内スタッフによる削除要請も行っており、両者を合わせて毎月12000件から14000件の不正ファイルの削除要請を行っている。このほか、ファイル共有ソフト関連の事案において刑事事件も存在し、こうした事案についても対応を行っている¹¹。

6 「電子書籍ビジネス調査報告書2013」（インプレスビジネスメディア）

<http://www.impressbm.co.jp/release/2013/06/27>

7 http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/denshishoseki/11/pdf/shiryo_4.pdf

8 国内外における被害事例等の詳細な実態については、小委員会第1回資料7、第4回資料1、第5回資料3参照。

9 「出版者への権利付与その他の制度改正が電子書籍市場に与える全般的な影響についての検証【報告書】」（社団法人日本書籍出版協会、調査委託先 株式会社電通 電通総研、平成24年7月）参照。

10 小委員会第4回資料1参照。

11 小委員会第4回資料1参照。